（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第七条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第十八号中「（一の」を「、同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者（それぞれ一の」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第八条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「不動産特定共同事業者（」を「特定不動産特定共同事業者等（」に、「第二条第七項」を「第二条第九項」に改め、同条第三項中「不動産特定共同事業者に」を「特定不動産特定共同事業者等に」に改め、同条第六項及び第七項中「不動産特定共同事業者」を「特定不動産特定共同事業者等」に改め、同条第八項中「不動産特定共同事業者」を「特定不動産特定共同事業者等」に改め、「許可」の下に「又は同法第四十一条第一項に規定する都道府県知事の登録」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

（都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

2　都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条のうち不動産特定共同事業法施行令第六条第一号の改正規定中「第六条第一号」を「第七条第一号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　石井　啓一

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年八月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条第一項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（入札への参加に係る手数料の額）

第一条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第九項の政令で定める手数料の額は、法第六条の規定により提出する一の再生可能エネルギー発電事業計画につき十二万七千円とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

2　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第一条の規定による改正後の」を削り、「第三条第三項第三号」を「第四条第三項第三号」に改める。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年八月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十三号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）附則第十一条第三項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第九条第三項及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第四十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第一条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

（平成二十九年度の概算負担調整基準額）

第五条　平成二十九年度の法附則第十一条第三項に規定する政令で定める額は、四万千二百二十円とする。

附則第七条を削り、附則第八条を附則第七条とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（平成二十九年度の概算負担調整基準額）

第三条　平成二十九年度の法附則第九条第三項に規定する政令で定める額は、四万千二百二十円とする。

附則第五条を削り、附則第六条を附則第五条とする。